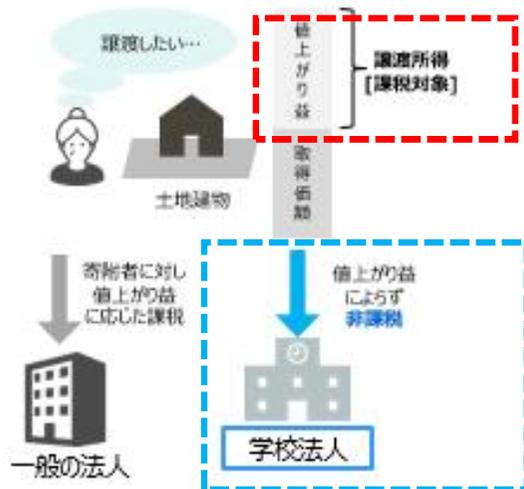


譲渡所得等の非課税特例の対象となるための寄附行為について

1. 譲渡所得等の非課税特例について（概要）



- 個人が土地・建物・株式などの財産を一般の法人に寄附する場合（現物寄附）、通常は、その財産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益（譲渡所得）に所得税が課税される。
- 一方で、現物寄附を学校法人などの公益法人等に行う場合、国税庁長官の承認を経て非課税措置を受けることができるが、そのためには以下2つの制度があり、いずれかを選択することになる。
- それぞれの制度には、要件が定められており、特に一般特例を受けるためには、通常の寄附行為に一定の事項を定めることが必要になる。※寄附行為の対応についての詳細は次ページ以降参照。

（譲渡所得等の非課税制度）

① 一般特例 （要件）

学校法人の理事等やその親族から寄附を受け入れる場合はこちら！

- 寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- 2年以内に学校法人の目的とする事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- 寄附により、寄附をした人又はその親族等の税負担を不当に減少させる結果にならないこと

通常の寄附行為に一定の要件を加える必要あり。

② 承認特例 （要件）

- 寄附者及びその親族が寄附先の学校法人の理事等でないこと
- 寄附された財産が学校法人会計基準の基本金に組み入れられること
- b.に関する理事会の決定があること

この承認のための寄附行為の特段の対応は特になし（自動承認）。

★現在、現物寄附(個人から土地・建物・株式などの財産の寄附(含：遺贈))を受ける予定がある、あるいは、今後の対応の判断に迷う場合は国税局等にお問い合わせください。

★これまで本措置を受けるために必要な寄附行為になっておらず【例:理事定数が6名以上でない】、今後も該当する寄附を見込んでいない、といった大半の学校法人は対応が不要です。

譲渡所得等の非課税特例の対象となるための寄附行為について

2. 各制度（一般特例・承認特例）承認のために拠るべき寄附行為作成例について ※私学法改正に係る寄附行為変更との兼ね合いについて

- 現在、ご対応いただいている私学法改正に係る寄附行為の作成に関して、今回ご案内した譲渡所得等の非課税特例の承認を今後受けたいと考えている場合は、各制度ごと以下の作成例を参考にしてください。

① 一般特例の場合（学校法人の理事等やその親族から寄附を受け入れる場合等） ⇒一般特例の承認を受けるためには次の寄附行為作成例を参考にしてください。

(1) 大臣所轄学校法人等以外の学校法人

「学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の標準的な寄附行為（都道府県知事所轄学校法人向け）」（文部科学省作成）

(2) 大臣所轄学校法人等

「文部科学省（大臣所轄学校法人等向け）寄附行為作成例」の内容に加えて、国税庁長官通達※の事項を規定

※別紙 租税特別措置法施行令第25条の17第6項関係通達18 (1)二(□)

② 承認特例の場合

⇒寄附行為に関して、承認のための特段の対応は不要です。下記のとおり、私学法改正に係る寄附行為変更に必要な作成例を参考としてください。

- ・「東京都版寄附行為作成例（確定版案）」
- ・「文部科学省（大臣所轄学校法人等向け）寄附行為作成例」

譲渡所得等の非課税特例の対象となるための寄附行為について

3. (参考①) 一般特例に必要な寄附行為作成例 (「学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の標準的な寄附行為 (都道府県知事所轄学校法人向け) (文部科学省作成)」) と都版寄附行為作成例との条文比較

	都版寄附行為作成例(確定版(案))
理事の定数 (第6条第2項関係)	5名以上
理事の資格及び構成 (第9条関係)	—
理事会における特別決議事項(第20条関係)	・理事の過半数の出席で過半数の決議(第1項) ・寄附行為の変更、解散、合併以外は普通決議とすることも可能
監事の資格及び構成 (第24条関係)	—
評議員の資格及び構成 (第33条関係)	—
役員及び評議員の報酬 (第52条関係)	—
附則第4項	私立学校法第31条、第46条及び第62条
附則第6項	—



「標準的な寄附行為」
6名以上
理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者*であってはならない旨を追記
寄附行為の変更、予算・事業計画の作成・変更、事業報告・計算書類・財産目録の承認等の決議には「 <u>理事の総数(現在数)の3分の2以上</u> 」が必要
監事には、理事及び評議員のみならず、その親族その他特殊の関係がある者*及び法人職員が含まれてはならないこと、 他の監事と親族その他特殊の関係がある者* であってはならない旨を追記 <div style="background-color: yellow; padding: 2px; display: inline-block;">詳細は次ページを参考にしてください。</div>
評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者*であってはならない旨を追記
役員の地位にあることのみによっては、支給しない旨を追記
役員・評議員の資格及び構成の要件を追記したことを踏まえ、「寄附行為第9条、第24条及び第33条」を引用
評議員が9名以上の場合に限り置くことができる経過措置の例を追加(改正法附則第2条第2項関係)

譲渡所得等の非課税特例の対象となるための寄附行為について

4. (参考②) 一般特例に必要な寄附行為作成例※と都寄附行為作成例(確定版(案))からの主な変更点

※「学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の標準的な寄附行為(都道府県知事所轄学校法人向け)」

- (1) 理事の定数が5名以上→6名以上に
- (2) 役員(理事・監事)及び評議員の就任制限が広範囲に(図1参照)
 - ①理事は他の2人以上の理事と「親族その他特殊の関係がある者」であってはならない旨を追記
 - ②評議員は他の2人以上の評議員と「親族その他特殊の関係がある者」であってはならない旨を追記
 - ③監事には、i) この法人の理事及び評議員(いずれもその「親族その他特殊の関係がある者」を含む)並びに法人職員が含まれてはならないこと、ii) 他の監事と「親族その他特殊の関係がある者」であってはならない旨を追記
- (3) 理事会の決議の方法: 寄附行為の変更、予算・事業計画の作成・変更等の決議には「理事の総数(現在数)の3分の2以上」が必要に。(普通決議→特別決議に。)
- (4) 理事選任機関: 一般特例に必要な寄附行為作成例には、理事会を単独で理事選任機関とする例の記載がありません。(理事会を理事選任機関とする可否については国税局判断になります。)

【親族その他特殊の関係がある者について】

私学法: 特別利害関係を有する者(※)

・ 2人の関係が㉠~㉣のいずれかに該当

- ㉠ 配偶者又は三親等以内の親族
- ㉡ 事実上の婚姻関係
- ㉢ 使用人(職員、社員)
- ㉣ 生計を維持している
- ㉤ ㉢㉣にある者の配偶者
- ㉥ ㉢㉣㉤にある者の三親等以内の親族かつ同一の生計内

制限範囲が
より広く

標準的寄附行為: **親族その他特殊の関係がある者**
(左記※に加えて㉦又は㉧の会社の役員又は社員)

㉦又は㉧の会社の役員又は社員(使用人)

- ㉦ その理事、監事又は評議員が役員である会社
- ㉧ その理事、監事又は評議員並びに特別利害関係にある者の同族会社
(特定の少数株主により経営権が支配されている状態)

譲渡所得等の非課税特例の対象となるための寄附行為について

5. (参考③) 今回の制度に関するQ&A

Q1 譲渡所得等の非課税特例の対象となるように、寄附行為を変更する**必要がありますか？**

A1 寄附行為に必ず規定しなければならないものではありません。現物寄付について、**これまでの実績や今後の見通し、寄附行為変更の内容等を勘案したうえで、ご検討ください。**

Q2 譲渡所得等の非課税特例の対象となる寄附行為への変更はいつまでに行う必要があるのでしょうか？

A2 財産の寄附を受ける時点で、学校法人の寄附行為が対応している（必要な事項が規定されている）**必要があります。****(寄付や遺贈の申し出後、国税局が指定する期間までに、対応する寄附行為を変更すればよいとの情報も得ていますが、所管の国税局等にご相談ください。)**直ちに対応されたい場合は、令和7年4月施行の私立学校法改正に伴う寄附行為変更と併せて見直しされることをお勧めします。

Q3 譲渡所得等の非課税特例の対象となる寄附行為にはどのような内容を盛り込めばよいのでしょうか？

A3

・贈与者が非課税承認となる要件として、贈与を受ける学校法人の寄附行為に国税庁長官通達※に記載されている内容が規定されている必要があります。（非課税承認（一般特例）の場合）

※ 租税特別措置法施行令第25条の17第6項関係通達18 (1)二(□) ⇒ 別紙1

・「学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の標準的な寄附行為（都道府県知事所轄学校法人向け）」(文部科学省作成)に則って、寄附行為を定めていただくことで、国税庁長官通達に記載されている内容が全て定められることとなります。

6. (参考④) 別紙 (※寄附行為に規定すべき一定の事項) 租税特別措置法施行令第25条の17第6項関係通達18

二 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人その他の公益目的事業を行う法人

(ロ) 上記(イ)以外の法人

A 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

B 事業の管理運営を審議するため評議員会の制度が設けられており、評議員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。ただし、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。

C 理事、監事及び評議員の選任は、例えば、理事及び監事は評議員会の議決により、評議員は理事会の議決により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

D 理事会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、次によること。

(A) 重要事項の決定

次のaからgまでに掲げる事項の決定は、理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の多数による議決を必要とするとともに、原則として評議員会の同意を必要とすること。

なお、贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はその者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の同意を得ることを必要とすること。

a 収支予算（事業計画を含む。）

b 収支決算（事業報告を含む。）

c 基本財産の処分

d 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

e 寄附行為の変更

f 解散及び合併

g 当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項

(B) その他の事項の決定

上記(A)に掲げる事項以外の事項の決定は、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。

E 評議員会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会における評議員総数（評議員現在数）の過半数の議決を必要とすること。

F 上記D及びEの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。

G 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

H 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。

I 贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、学生等に対して学資の支給若しくは貸与をし、又は研究者に対して助成金を支給する事業その他これらに類する事業を行うものである場合には、学資の支給若しくは貸与の対象となる者又は助成金の支給の対象となる者を選考するため、理事会又は評議員会において選出される教育関係者又は学識経験者などにより組織される選考委員会を設けること。

(注)

1 上記のほか、措令第25条の17第5項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定が定款などに定められていなければならないことに留意する。

2 上記の法人のうち、別途、国税庁長官の定める通達により標準的な定款、寄附行為又は規則の定めがあるものについては、その標準的な定款、寄附行為又は規則に従って定められたものは、上記二に該当するものとして取り扱うことに留意する。